

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

東京都・池袋で 87 歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子 2 人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75 歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約 563 万人いる 75 歳以上の運転免許保有者が、令和 4 年には 100 万人ふえて 663 万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は平成 27 年施行の改正道路交通法で、75 歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカー S) や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
2. 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」(サポカー S) に限定した免許など条件つき運転免許の導入を検討すること。
3. 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド(予約)型乗り合いタクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実のための財政的支援を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度など財政的支援をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

江南市議会

提出先

内閣総理大臣

国土交通大臣

経済産業大臣

総務大臣

国家公安委員長